

## 都市計画法第 8 1 条第 1 項の規定に基づく除却命令

所在地番	南区双葉一丁目 5 7 3 7 番 1 0
区域区分	市街化調整区域
建築物の所有者	折本 親孝
違反建築物の概要	店舗 木造平屋 約 57.83 m <sup>2</sup>
原因となる事実	都市計画法第 4 3 条の許可を受けずに建築物を建築した
違反法令及び条項	都市計画法第 4 3 条（無許可の建築物）
措置命令の内容	当該違反建築物の除却
命令発令日	令和 3 年 3 月 2 日
履行期限	令和 3 年 6 月 2 日



## 都市計画法第 8 1 条第 1 項の規定に基づく使用停止命令

所在地番	南区双葉一丁目 5 7 3 7 番 1 0
区域区分	市街化調整区域
建築物の使用者	株式会社和孝 代表取締役 折本 親孝
違反建築物の概要	店舗 木造平屋 約 57.83 ㎡
原因となる事実	都市計画法第 4 3 条違反の事実を知って賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは建築物を使用する権利を取得した
違反法令及び条項	都市計画法第 4 3 条（無許可の建築物）
措置命令の内容	当該違反建築物の使用停止
命令発令日	令和 3 年 3 月 2 日
履行期限	令和 3 年 6 月 2 日

